

内子町温暖化対策実行計画 事務・事業編
(第5次内子町エコオフィスプラン)

2021年4月 策定
内子町

目次

第1章 計画の基本的事項	
1 地球温暖化対策に関する国内外の動向と計画策定の趣旨	01
2 計画の位置付け	02
3 対象範囲	03
4 対象とする温室効果ガスの種類	05
5 計画期間	05
第2章 温室効果ガスの排出状況	
1 温室効果ガス総排出量の算定方法	06
2 基準年度の温室効果ガスの排出量	08
3 温室効果ガスの排出量の推移	09
第3章 温室効果ガスの削減目標	
1 第4次計画における目標の達成状況	12
2 温室効果ガスの削減目標	14
3 温室効果ガスの削減見込み	16
第4章 目標達成のための取り組み	
1 基本方針	18
2 具体的な取り組み内容	19
3 推進体制	20

1 地球温暖化対策に関する国内外の動向と計画策定の趣旨

近年、地球温暖化による気候変動が世界各地で進行し、異常気象やそれに伴う災害・熱中症・感染症の増加、生態系への影響など、さまざまな環境問題が深刻化しています。

これに対して、世界では「パリ協定」の採択を契機に、地球温暖化対策の潮流が加速しています。パリ協定とは、2020年以降の地球温暖化対策を定めた国際的な枠組で、2015年12月にフランス・パリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択されました。同協定は、歴史上初めて先進国・開発途上国を問わず196カ国全ての締約国が削減目標・行動を定めて参加することをルール化した、公平で実効的な法的枠組です。この中で、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃までに抑える努力を追及する」ことが示されました。

また、同じく2015年に開かれた国連サミットでは、2016年から2030年までの国際目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」が採択されました。これは持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されており、世界各国の政府、企業、NPO・NGO、教育・研究機関などが、その達成に向けて動き始めています。

日本では、2016年（平成28年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく「地球温暖化対策計画」を策定し、国全体の温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度（平成25年度）比で26%削減することを中期目標としました。このうち排出量の約9割を占めるエネルギー起源二酸化炭素については、地方公共団体等において2030年度までに2013年度比で約40%削減することという、特に高い目標が掲げられています。

さらに2020年（令和2年）10月には、政府によって「2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す」との新たな方針が示され、これまで以上の対策の強化が求められているところです。

内子町は2001年度（平成13年度）に「第1次内子町エコオフィスプラン」を策定し、5年ごとに内容を見直しながら温室効果ガスの排出量削減のための取り組みを推進してきました。その後、2016年度の改定に際して計画名を「内子町地球温暖化対策実行計画 事務事業編（第4次内子町エコオフィスプラン）」に改め、対象範囲を拡大して、各種施策を進めています。

この計画期間が2020年度末をもって終了することから、その検証を踏まえ、あらためて「内子町地球温暖化対策実行計画 事務事業編（第5次内子町エコオフィスプラン）」を策定し、さらなる地球温暖化対策を推進していきます。

2 計画の位置付け

地方公共団体は、温対法第 21 条第1項により、自らが行う事務事業に関する温室効果ガスの排出量削減計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。

本計画は、これに基づく地方公共団体実行計画であり、全職員を対象とした行動計画です。

「内子町総合計画」「内子町環境基本計画」などの上位計画、および関連計画との整合・連携を図りながら、町として地球温暖化対策を推進していきます。

また「エネルギー使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）において、年間のエネルギー使用量（原油換算値）が 1,500kℓ以上の事業者は「特定事業者」に該当し、中長期計画の作成と定期報告の提出が義務付けられていることから、省エネルギーの推進とあわせて一体的に取り組むこととします。

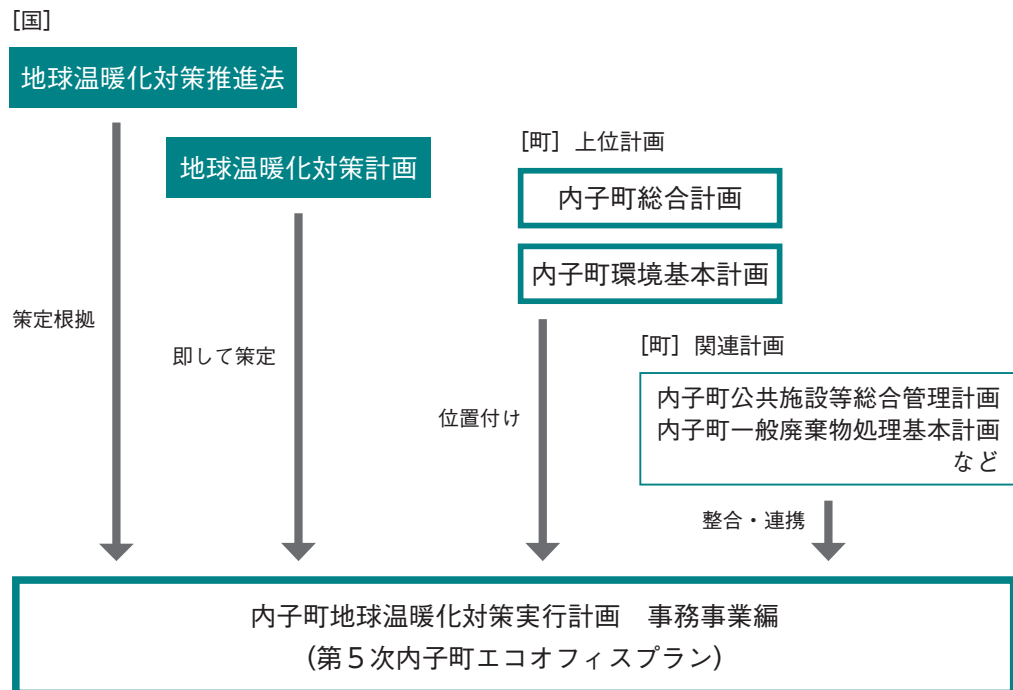


図 1-1) 計画の位置付け

3 対象範囲

本計画は、原則として町が行う全ての事務事業を対象とします。また対象範囲は、町が所有または賃借している全ての施設等です。なお、これらの対象部署・施設等は、今後の組織改正などを踏まえ、必要に応じて見直します。

表 1-1) 対象施設

	施設分類	部署・施設等
1	行政施設（本庁）	総務課
2		住民課
3		税務課
4		保健福祉課
5		こども支援課
6		建設デザイン課
7		環境政策室
8	行政施設（分庁）	議会事務局
9		自治・学習課
10		学校教育課
11		農林振興課
12		町並・地域振興課
13		内子総合窓口センター
14		社会福祉協議会
15	行政施設（小田支所）	小田支所
16	保健福祉施設	うちこ福祉館
17		参川福祉館
18		保健センター
19		障害者地域活動支援センターかいと
20		共同福祉施設
21		老人デイサービスセンターたんぼぼ
22		みどり苑
23		神南荘
24	子育て支援施設	内子幼稚園
25		立川幼稚園
26		小田幼稚園
27		五十崎こども園
28		内子保育園
29		五城保育園
30		大瀬保育園
31		くるみ保育園
32		石畳へき地保育園
33		内子児童館
34		五十崎児童館
35		内子子育て支援センター
36	学校施設	内子小学校
37		大瀬小学校
38		立川小学校
39		石畳小学校
40		五十崎小学校
41		天神小学校
42		小田小学校

	施設分類	部署・施設等
43	学校施設	内子中学校
44		大瀬中学校
45		五十崎中学校
46		小田中学校
47		内子学校給食センター
48		小田学校給食センター
49	公民館・図書館	内子自治センター
50		内子東自治センター
51		大瀬自治センター
52		五十崎自治センター
53		小田自治センター
54		図書情報館
55	公園・スポーツ・レジャー施設	運動公園・ナイター施設
56		五十崎体育館・町民プール
57		城の台公園・参川体育館
58		農村公園（下立山・長前・泉谷）
59		緑地公園
60		清正ひろば
61		その他公園
62		ソルファ・オダ
63	観光・文化施設	ビジターセンター
64		町並保存センター
65		上芳我邸
66		内子座
67		歴史民俗資料館
68		凧博物館
69		石畳の宿
70		高橋邸
71		観光拠点施設 旅里庵
72		手しごと職人の家
73		町並駐車場
74		オーベルジュ内子
75		マルシェ Uchiko
76		お山の学校ながた
77		大瀬の館
78		川登筏の里交流センター
79	一般廃棄物処理施設	クリーンセンター
80	上水道施設	水道施設
81	下水道施設	浄化センター
82		マンホールポンプ
83	道の駅等	内子フレッシュパークからり
84		小田の郷せせらぎ
85		五十崎特産センター
86	その他	藤華苑
87		大瀬の米蔵
88		たばこ育苗センター
89		集会所等
90		消防詰所
91		公衆トイレ等

4 対象とする温室効果ガスの種類

本計画において算定対象とする温室効果ガスは、温対法第2状第3項に規定されている7種類の物質のうち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC）の4種類とします。

表 1-2) 対象とする温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類		排出量の算定対象	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	電気の使用量	kwh
		燃料の使用量	ℓ・m ³
	非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却量	t
メタン (CH ₄)		公用車の走行距離	km
		下水処理量	m ³
		一般廃棄物の焼却量	t
一酸化二窒素 (N ₂ O)		公用車の走行距離	km
		下水処理量	m ³
		一般廃棄物の焼却量	t
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		カーエアコンの使用に伴う排出 (対象公用車の台数)	台

5 計画期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10カ年とし、おおむね5年を目途に計画の見直しを行います。

また基準年度は、実績の把握が可能な2014年度とします。ただし水道使用量・ごみ排出量については、2016年度（平成28年度）を基準年度とします。

図 1-2) 計画期間のイメージ

2014 (H26)	2016 (H28)	...	2021 (R3)		2025 (R7)		2030 (R12)
基準年度	基準年度		計画開始		計画見直し		目標年度
	(水道) (ごみ)						

第2章

温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガス総排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量は、2017年（平成29年）に環境省が策定した「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づいて算定します。

「温室効果ガス総排出量」は、温対法第2条第5項に定められているとおり、温室効果ガスの物質ごとに算定される排出量に、当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

地球温暖化係数とは、温室効果ガスの物質ごとに温室効果の強さが異なることから、二酸化炭素を「1」（基準）として、その強さを数値化したもので、温対法施行令第4条において定められています。本計画の対象とする温室効果ガスの物質にかかる地球温暖化係数は表2-1のとおりです。

また温室効果ガスの物質ごとの排出量は、温室効果ガスを排出する活動の区分ごとに、当該活動の量（エネルギー使用量等）に排出係数を乗じ、これを合算することにより算定します。本計画の算出に用いる排出係数は、表2-2のとおりです。

表 2-1) 地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフルオロカーボン (HFC)
地球温暖化係数	1	25 ※1	298 ※2	12 ~ 14,800 ※3

※1 2015年（平成27年）3月31日以前は「21」

※2 2015年（平成27年）3月31日以前は「310」

※3 本計画では、カーエアコンに封入されているハイドロフルオロカーボンの種類として代表的なHFC-134aの排出係数「1,430」を用いて算定することとします。

◎地球温暖化係数は今後も変更される可能性があります、その場合も変更前の係数を用いて算出した温室効果ガス排出量を遡って修正することはありません。

表 2-2) 二酸化炭素 (CO₂) の排出係数

排出区分	単位	排出係数 ※	
		2014 年度 (H26)	2019 年度 (R1)
電気の使用	kg-CO ₂ / kwh	0.699	0.500

※ 電気の使用にかかる二酸化炭素の排出係数は、年度ごとに公表される電気事業者別の基礎排出係数を用います。この基礎排出係数は、N-1 年度実績に基づく係数が、N 年度の 12 月頃に公表されます。このため本計画では、N 年度に行う「温室効果ガス総排出量」(N-1 年度実績) の算定には、N-1 年度に公表された係数 (N-2 年度実績) を用いることとします。

排出区分		単位	排出係数
燃料の使用	ガソリン	kg-CO ₂ / L	2.32
	軽油	kg-CO ₂ / L	2.58
	灯油	kg-CO ₂ / L	2.49
	A 重油	kg-CO ₂ / L	2.71
	LPG	kg-CO ₂ /m ³	6.55
一般廃棄物の焼却 (廃プラスチック)		kg-CO ₂ / kg	2.77

表 2-3) メタン (CO₄) ・一酸化二窒素 (N₂O) の排出係数

排出区分	単位 ※	排出係数		
		(CH ₄)	(N ₂ O)	
公用車の使用 (ガソリン)	普通・小型乗用車	kg-GHG/km	0.000010	0.000029
	バス	kg-GHG/km	0.000035	0.000041
	軽乗用車	kg-GHG/km	0.000010	0.000022
	普通貨物車	kg-GHG/km	0.000035	0.000039
	小型貨物車	kg-GHG/km	0.000015	0.000026
	軽貨物車	kg-GHG/km	0.000011	0.000022
	特殊用途車	kg-GHG/km	0.000035	0.000035
公用車の使用 (ディーゼル)	普通・小型乗用車	kg-GHG/km	0.000002	0.000007
	バス	kg-GHG/km	0.000017	0.000025
	普通貨物車	kg-GHG/km	0.000015	0.000014
	小型貨物車	kg-GHG/km	0.0000076	0.000009
	特殊用途車	kg-GHG/km	0.000013	0.000025
下水処理	kg-GHG/m ³	0.00088	0.00016	
一般廃棄物の焼却	kg-GHG/kg	0.000077	0.0000539	

※ GHG (greenhouse gas) は、温室効果ガスを表します。

表 2-4) ハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出係数

排出区分	単位	排出係数
カーエアコンの使用に伴う排出	kg-HFC/ 台・年	0.010

表 2-2) 温室効果ガスの種類ごとの排出係数

2 基準年度の温室効果ガスの排出量

基準年度である2014年度（平成26年度）の温室効果ガスの排出量は6,912,473 kg-CO₂でした。このうち電気の使用に伴う排出量が5,471,032kg-CO₂で、全体の約8割を占めています。

表 2-5) 基準年度の温室効果ガスの排出量：燃料の使用等によるもの

ガスの種類	排出区分	排出量 (kg-CO ₂)	構成比 (%)
二酸化炭素 (エネルギー起源 CO ₂)	電気	5,471,032	79.1
	灯油	475,179	6.9
	A重油	203,900	2.9
	軽油	307,392	4.4
	ガソリン	198,434	2.9
	LPG	247,413	3.6
メタン (CH ₄)	公用車の走行等	9,123	0.1
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行等		
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用に伴う排出 ※	—	—
合 計		6,912,473	100.0

※ 基準年度におけるハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出量は未把握

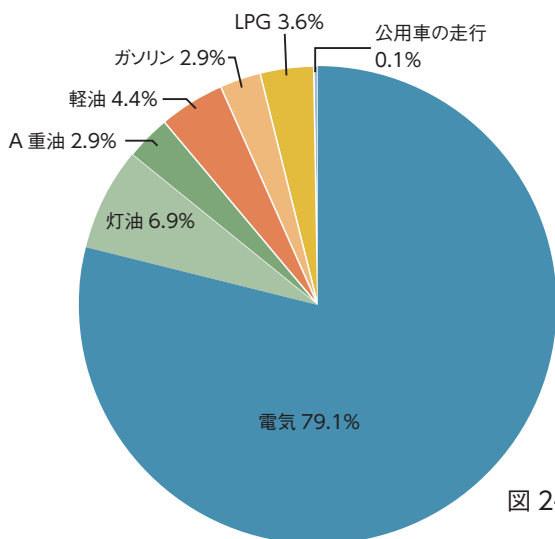


図 2-1) 基準年度の温室効果ガス総排出量
(燃料の使用等によるもの)

表 2-6) 基準年度の温室効果ガスの排出量：一般廃棄物の焼却によるもの ※
(単位 kg-CO₂)

排出区分	排出量
内子町クリーンセンターにおける一般廃棄物の焼却	1,761,017

※ 基準年度は、2016年度（平成28年度）とします。

3 温室効果ガスの排出量の推移

(1) 燃料の使用等による温室効果ガスの排出量の推移

燃料の使用等による温室効果ガスの排出量の推移を、表2-6および図2-2に示します。基準年度に比べて2016年度（平成28年度）の排出量が増加しているのは、国の地球温暖化対策計画に基づいて対象範囲を拡大し、指定管理施設や無人施設を加えたためです。その後は、全体で見ると少しずつ減少しています。

2019年度（令和元年度）の排出量は6,639,635kg-CO₂で、基準年度に比べて272,838kg-CO₂（3.9%）の削減となりました。

排出区分ごとにみると、電気の使用によるものがその大半を占めており、5,446,134kg-CO₂（82.0%）となっています。

表 2-6) 燃料の使用等による温室効果ガスの排出量の推移

(単位 kg-CO₂)

	基準年度 2014	2016	2017	2018	2019
電気	5,471,032	5,594,370	5,613,015	5,541,322	5,446,134
灯油	475,179	444,027	463,852	417,587	397,323
A重油	203,900	190,649	172,532	172,958	167,212
軽油	307,392	287,231	277,387	258,338	201,484
ガソリン	198,434	210,384	202,346	200,090	186,269
LPG	247,413	243,588	235,192	244,947	232,426
公用車の走行等	9,123	9,533	10,288	9,985	8,787
合計	6,912,473	6,979,782	6,974,612	6,845,227	6,639,635

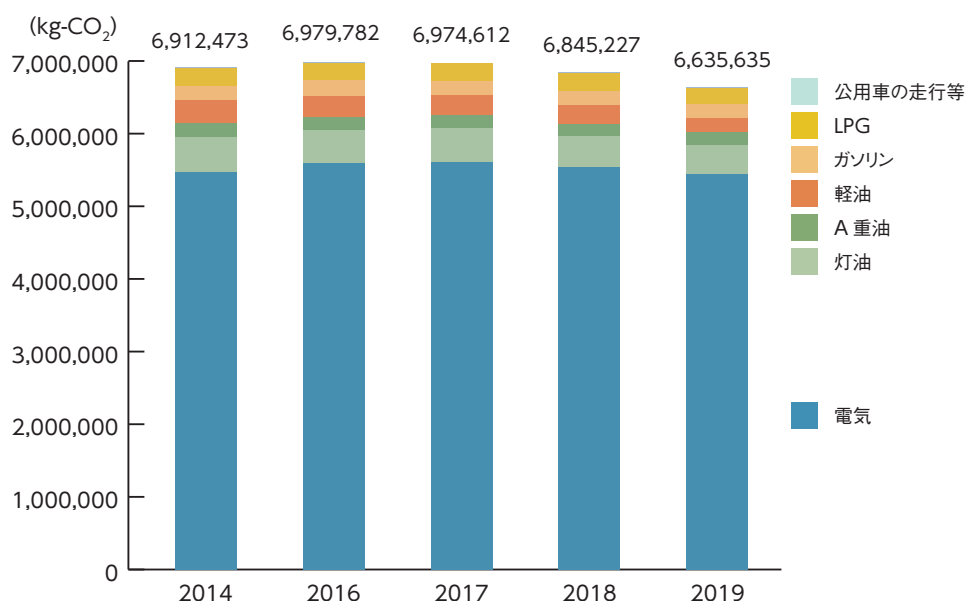


図 2-2) 燃料の使用等による温室効果ガスの排出量推移

(2) 施設分類別にみた温室効果ガスの排出量の推移

温室効果ガスのうち、電気の使用にかかる排出量の施設分類別の推移を、表 2-7 および図 2-3 に示します。最も排出量が多いのは水道施設で全体の 17.9%、次いでごみ焼却施設 12.2%、学校施設 10.7%、観光・宿泊施設 10.4%となっています。全体的な増加がみられる水道施設については、拡張工事により施設数が増えたこと、同じく学校施設については、2016 年度（平成 28 年度）以降、全教室に順次エアコンが整備されたことなどが主な要因と考えられます。

表 2-7) 施設分類別の排出量の推移 (単位 kg-CO₂)

	基準年度 2014	2016	2017	2018	2019
行政施設	399,702	373,602	377,514	360,964	351,405
保健福祉施設	479,984	530,949	531,049	515,173	499,378
子育て支援施設	159,710	180,141	197,281	183,250	183,806
学校施設	568,697	581,556	578,691	603,352	612,799
社会教育施設	376,915	374,458	384,521	356,371	355,539
公園・スポーツ施設	296,243	311,222	295,015	300,058	284,079
観光・宿泊施設	634,005	635,672	617,261	543,175	432,022
ごみ焼却施設	678,833	644,325	644,177	674,245	737,891
水道施設	916,838	982,457	1,029,068	1,036,539	988,529
下水道施設	323,531	326,460	316,313	344,009	338,157
道の駅	447,851	465,569	453,633	438,566	485,288
その他	188,723	187,958	188,493	185,619	177,241
	5,471,032	5,594,370	5,613,015	5,541,322	5,446,134

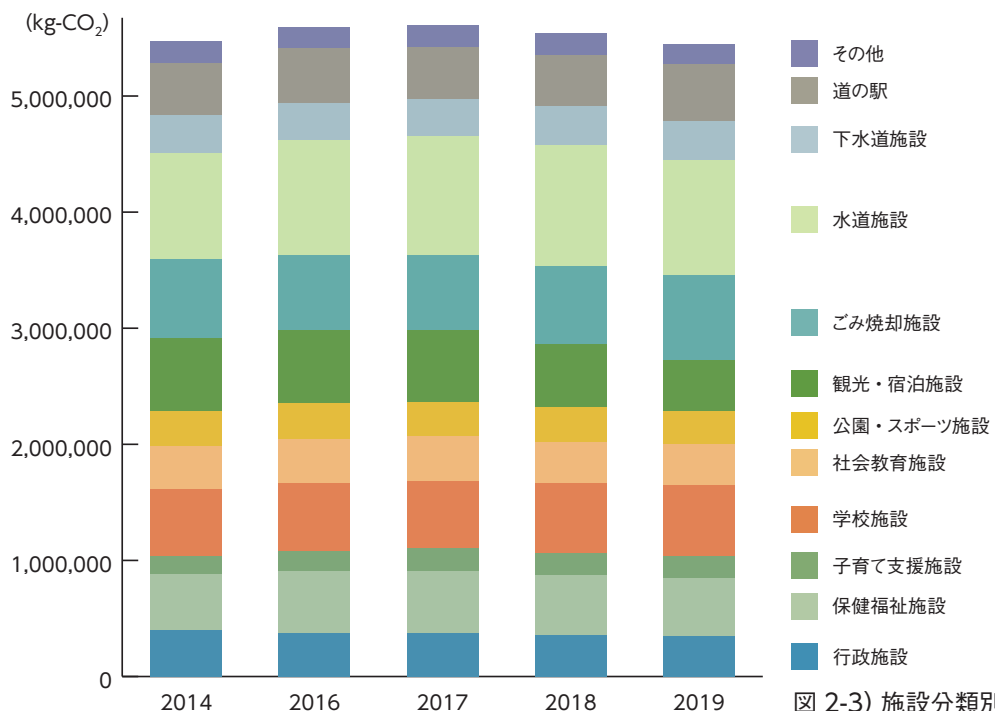
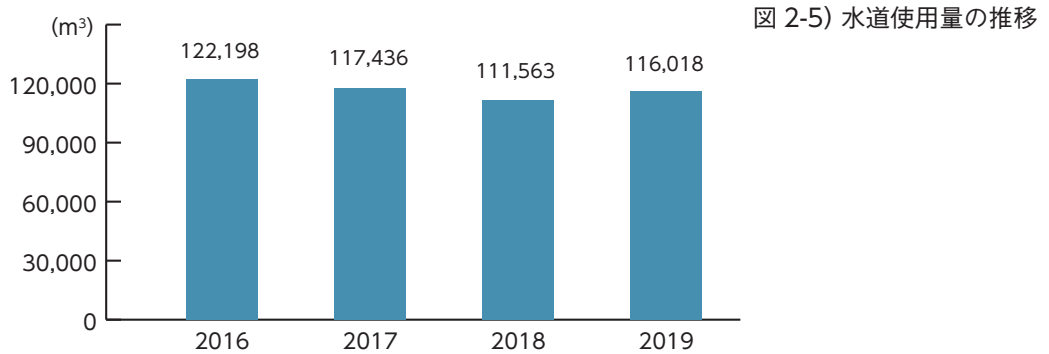
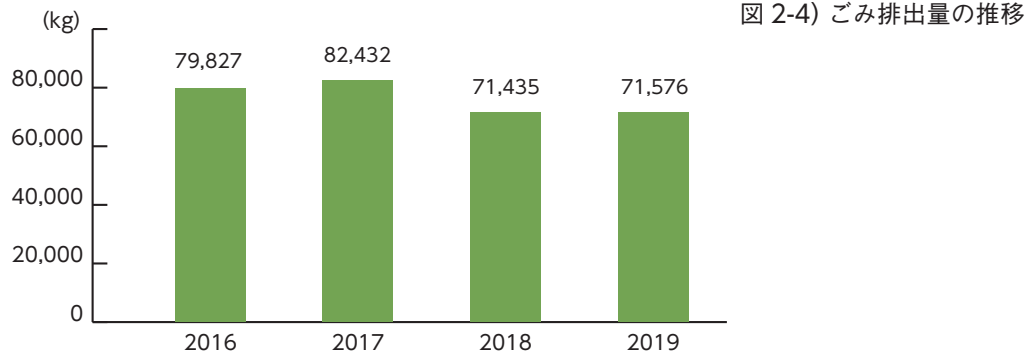


図 2-3) 施設分類別推移

(3) その他の関連項目の状況

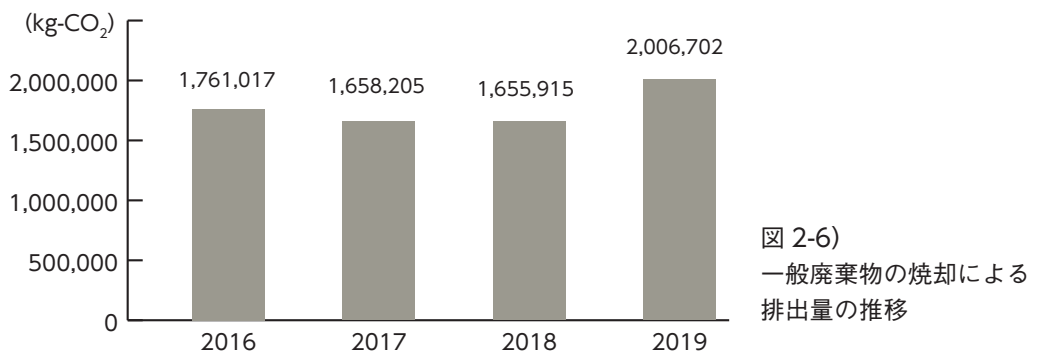
温室効果ガスの排出量に間接的な影響を及ぼす項目として、ごみ排出量および水道使用量の推移を図 2-4・2-5 に示します。これらの項目は、2016 年度を基準年度としています。



(4) 一般廃棄物の焼却等による温室効果ガスの排出量の推移

温室効果ガスは、燃料の使用等によって排出される他に、一般廃棄物を焼却した際などにも排出されます。内子町クリーンセンターにおける一般廃棄物の焼却等に伴う温室効果ガスの排出量の推移は、図 2-6 のとおりです。

一般廃棄物の焼却による排出量は減少傾向にありましたが、近年は空き家等の増加に伴って家の片づけごみの持ち込みが急増していることなどの影響から、増加に転じています。



第3章

温室効果ガスの削減目標

1 第4次計画における目標の達成状況

第4次計画では、燃料の使用等にかかる温室効果ガスの削減目標を基準年度に対して各年度△1%とし、1年当たり△69,273kg-CO₂、5年間で合計346,365kg-CO₂削減することとていました。各年度の目標の達成状況は表3-1のとおりです。

すべての年度で、電気の使用に伴う排出量は目標未達成となりましたが、これは2016年度（平成28年度）に対象とする部署・施設等を拡大し、指定管理施設や無人施設を加えたことによるもので、2017年度以降は減少傾向にあります。

ガソリンの使用や公用車の走行等に伴う排出量も、2019年度を除いて目標を達成することができませんでした。

表3-1) 燃料の使用等による温室効果ガスの排出量の目標達成状況

□ 2016年度

(単位 kg-CO₂)

	基準年度 2014	目標値 基準年度△1%	実績値	削減量	達成率
電気	5,471,032	5,416,300	5,594,370	178,070	96.8%
灯油	475,179	470,400	444,027	△ 26,373	105.9%
A重油	203,900	201,900	190,649	△ 11,251	105.9%
軽油	307,392	304,300	287,231	△ 17,069	105.9%
ガソリン	198,434	196,400	210,384	13,984	93.4%
LPG	247,413	244,900	243,588	△ 1,312	100.5%
公用車の走行等	9,123	9,000	9,533	533	94.4%
合計	6,912,473	6,843,200	6,979,782	136,582	98.0%

□ 2017年度

	基準年度 2014	目標値 基準年度△1%	実績値	削減量	達成率
電気	5,471,032	5,416,300	5,613,015	196,715	96.5%
灯油	475,179	470,400	463,852	△ 6,548	101.4%
A重油	203,900	201,900	172,532	△ 29,368	117.0%
軽油	307,392	304,300	277,387	△ 26,913	109.7%
ガソリン	198,434	196,400	202,346	5,946	97.1%
LPG	247,413	244,900	235,192	△ 9,708	104.1%
公用車の走行等	9,123	9,000	10,288	1,288	87.5%
合計	6,912,473	6,843,200	6,974,612	131,412	98.1%

□ 2018 年度

	基準年度 2014	目標値 基準年度△ 1%	実績値	削減量	達成率
電気	5,471,032	5,416,300	5,541,322	125,022	97.7%
灯油	475,179	470,400	417,587	△ 52,813	112.6%
A 重油	203,900	201,900	172,958	△ 28,942	116.7%
軽油	307,392	304,300	258,338	△ 45,962	117.8%
ガソリン	198,434	196,400	200,090	3,690	98.2%
LPG	247,413	244,900	244,947	47	100.0%
公用車の走行等	9,123	9,000	9,985	985	90.1%
合計	6,912,473	6,843,200	6,845,227	2,027	99.97%

□ 2019 年度

	基準年度 2014	目標値 基準年度△ 1%	実績値	削減量	達成率
電気	5,471,032	5,416,300	5,446,134	29,834	99.5%
灯油	475,179	470,400	397,323	△ 73,077	118.4%
A 重油	203,900	201,900	167,212	△ 34,688	120.7%
軽油	307,392	304,300	201,484	△ 102,816	151.0%
ガソリン	198,434	196,400	186,269	△ 10,131	105.4%
LPG	247,413	244,900	232,426	△ 12,474	105.4%
公用車の走行等	9,123	9,000	8,787	△ 213	102.4%
合計	6,912,473	6,843,200	6,639,635	△ 203,565	103.1%

一般廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量は、2020 年度（令和2年度）に基準年度に対して 19%削減することを目標としていました。

2019 年度の目標達成状況は表 3-2 のとおりです。

年間の焼却量の増加に伴って温室効果ガスの排出量も大幅に増加しており、目標達成には至っていません。

表 3-2) 一般廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量の目標達成状況

(単位 kg-CO₂)

排出区分	基準年度 2016	目標値	2019 実績値	達成率
内子町クリーンセンターにおける 一般廃棄物の焼却	1,761,017	基準年度 △ 19%	2,006,702	71.1%

※ 基準年度は、2016 年度（平成 28 年度）

2 温室効果ガスの削減目標

(1) 2030 年度の温室効果ガス排出量の目標値

国の地球温暖化対策計画では「2030 年度（令和 12 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比で 26.0%の温室効果ガス削減」を目標とし、温室効果ガスの種類や事務事業の区分ごとに目標値が設定されています。

内子町においても国の計画に準じ、表 3-3 のとおり 2030 年度に基準年度(2014 年度)に比べて全体で 32.9%削減することを目標とします。

表 3-3) 2030 年度の温室効果ガス排出量の目標値

(単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	排出区分		基準年度 2014	2030 国の削減目標	2030 目標値
エネルギー起源 CO ₂	燃料の使用	電気	5,471,032	△39.8%	3,293,561
		その他	1,432,318		862,255
メタン (CH ₄)	公用車の走行等		301	△ 12.3%	264
一酸化二窒素 (N ₂ O)			8,821	△ 6.1%	8,283
ハイドロフルオロカーボン (HFC) ※	カーエアコンの使用		—	△ 25.1%	1,489
非エネルギー起源 CO ₂	一般廃棄物の焼却		1,694,219	△ 6.7%	1,580,706
メタン (CH ₄)			5,894	△ 12.3%	5,169
一酸化二窒素 (N ₂ O)			60,904	△ 6.1%	57,189
メタン (CH ₄)	下水処理		10,059	△ 12.3%	8,823
一酸化二窒素 (N ₂ O)			26,998	△ 6.1%	25,351
合 計			8,710,546	△ 32.9%	5,843,090

(2) 第5次計画において求められる削減量

上記の目標達成に必要な削減量について、直近の 2019 年度（令和元年度）実績との比較を表 3-4～3-8 に示します。

このうち電気の使用にかかる削減量（表 3-4）は、2019 年度の温室効果ガス排出量を算定するための排出係数で算出しました。なお第 4 次計画では、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の算定にあたり、計画期間を通して基準年度の排出係数を用いて算出していましたが、本計画では「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき、年度ごとに公表される電気事業者別の基礎排出係数を用いて実績値を算定することとします。（p07：表 2-2 注釈参照）

ここにあるとおり、2019 年度に比べて、全体で 1,292,907kg-CO₂（18.1%）の温室効果ガスの削減が必要です。

表 3-4) 求められる削減量：電気の使用に伴うもの

(単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2019 実績 ※1	2019 実績 ※2	2019 比削減量
エネルギー起源 CO ₂	3,293,561	5,446,134	3,895,661	△ 602,100

※1 第4次計画における実績値。基準年度（2014年度）の排出係数 0.699 で算出

※2 2019年度実績算定用の排出係数 0.500 で算出

表 3-5) 求められる削減量：燃料の使用（その他）に伴うもの

(単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2019 実績	2019 比削減量
エネルギー起源 CO ₂	862,255	1,184,714	△ 322,459

表 3-6) 求められる削減量：公用車使用に伴うもの

(単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2019 実績	2019 比削減量
メタン (CH ₄)	264	287	△ 23
一酸化二窒素 (N ₂ O)	8,283	8500	△ 217
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,489	1,988	△ 499

表 3-7) 求められる削減量：一般廃棄物の焼却に伴うもの

(単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2019 実績	2019 比削減量
非エネルギー起源 CO ₂	1,580,706	1,938,126	△ 357,420
メタン (CH ₄)	5,169	6,050	△ 881
一酸化二窒素 (N ₂ O)	57,189	62,525	△ 5,336

表 3-8) 求められる削減量：下水処理に伴うもの

(単位 kg-CO₂)

温室効果ガスの種類	2030 目標値	2019 実績	2019 比削減量
メタン (CH ₄)	8,823	10,354	△ 1,531
一酸化二窒素 (N ₂ O)	25,351	27,792	△ 2,441

表 3-9) 求められる削減量：2019年度比 合計

(単位 kg-CO₂)

	2030 目標値	2019 実績	2019 比削減量
温室効果ガス排出量	5,843,090	7,135,997	△ 1,292,907 (△ 18.1%)

3 温室効果ガスの削減見込み

2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標を達成するためには、日常的な省エネ行動に加え、施設の改修や高効率な設備機器の計画的更新、公共施設への再生可能エネルギーの導入などを積極的に進めていかなければなりません。

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル Ver1.1」を基に、関連計画における施設等の整備・改修の方針なども考慮して、表3-10～3-13のとおり本計画期間における温室効果ガスの削減量の見込み（削減ポテンシャル）を算定しました。

（1）電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

第4次計画期間（2016年度～2019年度）における年間使用量の平均値を基に、照明のLED化や空調設備の高効率化などの設備更新対策、エコ活動の推進などによる運用改善対策を実施した場合の、削減量の見込みを算出しました。

このうち行政施設は、照明のLED化がほぼ完了していることから空調設備の更新のみを、また学校施設は、全教室に空調設備が導入されて間もないことから照明のLED化のみを想定しています。他の施設は照明および空調設備の更新を想定し、いずれも実施率を50%として算出しました。

これにより620,323kg-CO₂の排出量削減が見込まれます。

（2）再生可能エネルギー設備等導入による温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

第2次環境基本計画（後期計画）において、「2024年度までに公共施設1箇所への再生可能エネルギー設備等の導入」を目標に掲げています。これを踏まえ、本庁に導入した場合を想定して、削減量の見込みを算出しました。

これにより61,035kg-CO₂の排出量削減が見込まれます。

（3）公用車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

車両の燃費について、地球温暖化対策計画において次世代自動車の普及、燃費改善等による対策評価指標を基に41%の削減率が示されています。

これにより3,603kg-CO₂の排出量削減が見込まれます。

（4）一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

町内の家庭などから排出された一般廃棄物は、内子町クリーンセンターで焼却処分しています。しかし1999年（平成11年）の竣工から21年が経過しており、老朽化により近い将来の稼働停止が見込まれます。また県の計画において焼却施設の広域化が進められていることを踏まえ、2030年の焼却停止を想定し、一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量を「0」としました。

表 3-10) 電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

施設分類	対策内容	削減率	削減量の見込み ※1 (kg-CO ₂)	低炭素エネルギーの調達を考慮した場合の削減量の見込み ※2
行政施設	設備更新 ※3	9.0%	11,777	8,715
	運用改善	6.0%	7,851	5,810
保健福祉施設	設備更新 ※4	13.0%	18,567	13,740
	運用改善	5.3%	11,326	8,381
子育て支援施設・学校施設	設備更新 ※5	10.0%	83,064	61,468
	運用改善	6.1%	18,799	13,911
公民館・図書館、公園・スポーツ・レジャー施設、観光・文化施設	設備更新 ※4	19.0%	24,137	17,862
	運用改善	4.3%	9,841	7,282
その他	設備更新	40.0%	380,709	281,725
	運用改善	5.7%	54,251	40,146
合計			620,323	459,039

※1 地球温暖化対策計画等に基づき、低炭素な電気の調達を前提とした 2030 年度の基礎排出係数0.37を用い、実施率 50%で算出

※2 2019 年度実績算定用の排出係数 0.500 を用いて算出

※3 行政施設は、空調設備の更新（改修等）の実施を想定

※4 保健福祉施設・公民館等は、空調および照明設備の更新（改修等）の実施を想定

※5 子育て支援施設・学校施設は、照明設備の更新（改修等）の実施を想定

表 3-11) 再生可能エネルギー設備等導入による削減ポテンシャル

	年間発電量 (kwh)	エネルギー削減量 (Gj)	温暖化ガス削減量の見込み (kg-CO ₂)
導入件数 1件 (本庁導入の場合)	45,025	439.45	61,035

表 3-12) 公用車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

燃料の種類	2019 実績 排出量	削減率	削減量の見込み (kg-CO ₂)
ガソリン	6,770	41.0%	2,776
ディーゼル	2,017	41.0%	827
合計	8,787		3,603

表 3-13) 一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル

	2019 実績 排出量	温暖化ガス削減量の見込み (kg-CO ₂)
広域化による 焼却停止	2,006,702	2,006,702

第4章 目標達成のための 取り組み

1 基本方針

内子町環境基本計画に示す基本政策や第4次計画における取り組みを踏まえ、本計画では3つの基本方針の下、重点施策を定めて地球温暖化対策を推進します。

職員一人一人が高い環境意識を持ち主体的に行動するとともに、適宜点検・評価・見直しを行いながら継続的に改善を図ることによって、2030年度の温室効果ガスの排出量の削減を目指します。

基本方針

1. 省エネルギー対策の推進

職員一人一人の日常的な省エネ行動に加え、環境負荷の低減に配慮した施設等の整備や、省エネルギー型機器の導入・買い替えなどにより、省エネルギー化を推進します。

2. 再生可能エネルギーの活用

省エネルギー化の推進と合わせて、主要な公共施設等への再生可能エネルギーの導入、有効利用を推進します。

3. その他対策の推進

グリーン購入の推進やごみ排出量、水道使用量の削減など、温室効果ガスの排出に間接的に関連するさまざまな取り組みを通して、一層の環境配慮に努めます。

2 具体的な取り組み内容

(1) 重点施策と取り組み内容

基本方針の下、次のとおり重点施策を定めて具体的な対策を行い、目標達成に向けた取り組みを推進していきます。

基本方針1 省エネルギー対策の推進

①環境に配慮した施設等の整備

- ・「内子町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設等の整備を推進します。
- ・施設等の整備を実施する際は、環境に配慮した工事を行うとともに、高断熱ガラスや二重サッシの導入、自然採光を活用した省エネルギー型設計の採用などを検討し、環境負荷の低減に配慮した整備に努めます。

②省エネルギー型設備機器の導入と運用改善

- ・空調機器、熱源、照明などの設備機器を更新する際は、従来よりも高効率・省エネルギーな製品の導入を推進します。
- ・省エネ法の規定により各施設で作成している「管理標準」に基づいて設備機器の運転管理、計測・記録、保守・点検を行い、エネルギー使用の合理化を図ります。
- ・エネルギーマネジメントシステムの積極的な導入を検討します。

③低炭素車の導入推進

- ・公用車の更新にあたっては、使用状況を踏まえ、ハイブリッドカーや電気自動車など、より環境負荷の低い自動車の優先購入を検討します。

④日常業務における省エネ行動の徹底

- ・空調使用時の室温（温度設定ではなく室温）は、夏季は28℃、冬季は20℃を目安とし、定期的に清掃・点検を行うなど、適正利用に努めます。
- ・「ウォームビズ」「クールビズ」を推進し、過度な空調使用を控えます。
- ・ブラインドやカーテン（グリーンカーテン）などを活用し、室温の調整を行うとともに、サーキュレーターなどを適宜使用し、空調効率の向上を図ります。
- ・業務上やむを得ない場合を除き、始業前や昼休みなどの不必要な箇所の照明は消灯します。
- ・ノー残業デーを徹底し、照明の点灯時間の短縮に努めます。
- ・会議室やトイレなど断続的に使用する箇所の照明は、使用時のみ点灯し、使用後は消灯を確認します。
- ・自然採光の有効利用を検討し、照明の利用を控えます。
- ・OA機器等は、省電力モードの活用するとともに、長時間使用しない場合は、コンセントからプラグを抜くなど、待機電力の節減を図ります。

- 温水洗浄便座は、季節に合わせて温度設定を調節します。また加温時はふたを閉めるなど、消費電力の削減に努めます。
- 電気ポットは、低めの温度で保温し、長時間使用しないときはこまめにコンセントからプラグを抜くよう心がけます。
- 給湯器を使用する際は、適切な温度設定を行います。
- 荷物の運搬や体調不要などの場合を除き、職員はエレベーターの使用を極力控えます。
- 公用車を使用する際は、エコドライブやカーエアコンの効率的な利用を心がけるとともに、相乗りを励行し、利用効率の向上を図ります。

基本方針2 再生可能エネルギーの活用

- 「内子町公共施設等総合管理計画」に基づき、更新時における再生可能エネルギーの導入や、災害時の機能維持に資する畜エネルギーシステム（蓄電池等）の導入を検討し、温室効果ガスの排出量の抑制を図ります。

基本方針3 その他対策の推進

①グリーン購入の推進

- 物品を購入する際は、「内子町グリーン購入ガイドライン」に沿って、より環境負荷が低い製品を優先的に調達します。
- 消耗品等の適切な在庫管理により、不必要な購入を防止します。

②ごみの排出量の削減

- 「内子町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの排出量の削減に向けた施策を推進します。
- 自らが排出するごみの量を意識し、職員一人一人がごみの減量化に努めるとともに、分別を徹底し、可能な限り資源のリサイクルを図ります。
- 使い捨て容器の使用や過剰包装を自粛します。
- 給食調理などの際に発生する生ごみは、可能な限り堆肥化を図るとともに、排出する際は水切りを徹底します。

③水道使用量の削減

- 日常的な節水を励行するとともに、定期的な点検により漏水を防止します。
- 散水等を行う際は、雨水などの有効活用に努めます。

④用紙の使用量の削減

- ペーパーレス化を推進するとともに、文書を印刷する際は、資料の簡素化や必要部数の精査、両面印刷、裏紙利用を徹底し、用紙使用量の削減に努めます。

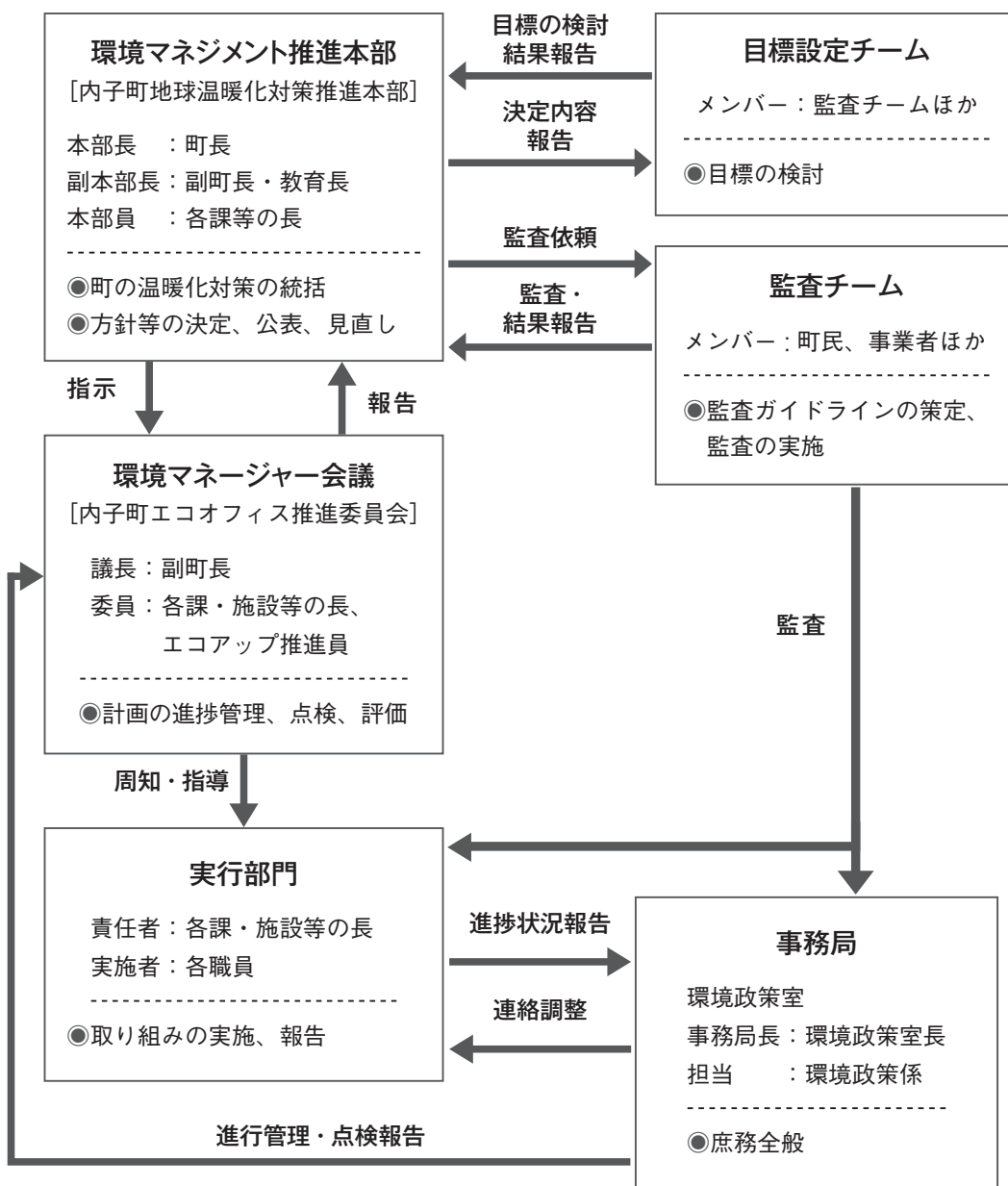
3 推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に実施するため、内子町環境マネジメントシステム「うちエコ」の組織体制を基本とし、町長を本部長とする「環境マネジメント推進本部」を「内子町地球温暖化対策推進本部」、「環境マネージャー会議」を「内子町エコオフィス推進委員会」に位置付け、各実行部門において取り組みを実行していきます。

また「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「評価 (CHECK)」「見直し (ACTION)」のPDCA サイクルを繰り返すことにより、取り組みを継続的に改善し、本計画の目標の達成を目指します。

表 4-1) 計画の推進体制



(2) 各組織の役割

①環境マネジメント推進本部（内子町地球温暖化対策推進本部）

計画全般を所掌し、方針の決定、公表および見直しを行うとともに、毎年の計画の進捗状況等を総合管理します。

②環境マネージャー会議（内子町エコオフィス推進委員会）

推進本部の指示に基づいて地球温暖化対策の推進にかかる施策、目標、点検・評価などを検討し、実行部門に周知・指導します。

③実行部門

すべての職員が本計画の取り組み主体として、各所属長等の指揮の下で目標達成に向けた取り組みを実施します。また、その進捗状況を取りまとめ、四半期ごとに事務局に報告します。

④目標設定チーム、監査チーム

目標設定チームは、毎年度の取り組み目標を協議し、推進本部に報告します。また監査チームは、監査の目的に沿って年1回以上、監査を実施して取り組み状況を評価し、推進本部に報告します。

(3) 計画の進行管理

本計画は、表4-2に示すスケジュールに沿って実施し、定期的に進捗状況を把握するとともに、必要に応じて見直しを図りながら、取り組みを推進していきます。また温室効果ガスの排出量や目標の達成状況などは、毎年度、町のホームページで公表します。

表4-2) 年間の実施スケジュール

計画 PLAN	期首点検（目標検討）	6月
	環境マネジメント推進本部会議（目標決定）	7月
	環境マネージャー会議	7～8月
実行 DO	取り組みの実施	随時
	取り組みの実施状況の記録	随時
	監査の実施（取り組み状況の報告）	10～1月
評価 CHECK	実施状況の報告 ●エコオフィス様式の提出（年4回）	4月・7月・10月・1月
	取り組み状況の取りまとめと評価	7～8月
見直し ACTION	取り組みの見直し、改善	2～3月
	取り組み状況の公表	3月

